

町の掲示板

1月の納税
町・県民税・4期分
国民健康保険税・8期分
後期高齢者医療保険料・7期分

町の人口

人口 2万7234人 (+28)
男性：1万3300人 (+16) 女性：1万3934人 (+12)
世帯数 1万630戸 (+13)
平成25年11月30日現在 () = 前月比

住民課

☎ 932-1467 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線117)

確定申告用納付確認書をお送りします

平成25年中に支払われた国民健康保険税、後期高齢者保険料の確定申告用納付確認書を各納税義務者宛に郵送致します。なお、特別徴収(年金からの天引き)分については各年金の源泉徴収票に記載されていますので対象外です。

▶ **郵送時期** 1月10日ごろ

住民課窓口でも発行しています。必要な場合は印鑑持参のうえ住民課にお越しください。

税務課

☎ 932-1495 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線131)

香椎税務署からのお知らせ

平成25年分の申告期限と納期限

所得税・贈与税…平成26年3月17日(月)
個人事業者の消費税および地方消費税
…平成26年3月31日(月)

香椎税務署に確定申告相談会場を設置します

▶ **開設日** 2月7日(金)～

▶ **受付時間** 9時～16時

※土日および祝日は休みです。ただし、2月23日(日)および3月2日(日)は確定申告の相談を行います。

▶ **その他** 所得税の還付申告は1月以降提出することができます。

申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成することができます。

<http://www.nta.go.jp>

社会教育課

☎ 934-0030

町制施行60周年記念 第29回綱引き大会参加者募集

綱引きは子どもから大人まで、みんなで一緒に楽しめるスポーツです。

チームの力を合わせて、綱を引ませんか。

▶ **日時** 2月16日(日) 9時開会式

▶ **場所** 須恵中学校体育館

▶ **部門** 一般男子、一般女子、男女混合、親子男子、親子女子、小学生

▶ **問合せ先** 須恵町体育協会事務局

☎ 090-4771-0030

健康福祉課

☎ 932-1493 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線127)

障がい児放課後等対策事業 (おひさまくらぶ) 指導員募集

「おひさまくらぶ」では、障がい児童の放課後や夏休み等長期休暇などにおける児童の見守りに携わるスタッフを募集します。

▶ **対象者**

- 1) 社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・保育士・保健師・看護師・ヘルパー・養護学校教諭などの有資格者
- 2) 障害者施設・支援関係機関に勤務経験がある人
- 3) 障がいのある子どもたちの支援に関心がある人

▶ **勤務時間**

- ・夏休み等長期休暇時：8時30分～18時30分(交代制)
- ・放課後預かり時：概ね15時～18時30分

▶ **休日** 土日祝日および8月13日～17日、12月29日～1月4日

▶ **賃金**

- ・有資格者：時給830円
- ・上記以外の人：時給720円

▶ **問合せ先** 健康福祉課

まちづくり課

☎ 932-1153 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線346)

毎月勤労統計調査の準備調査へご協力ください

厚生労働省と福岡県は、労働者の賃金や労働時間などの変化を調べる調査を実施しています。この準備のため、2月に調査地区の各事業所へ、県知事が任命した調査員がお伺いし、常用労働者数などをお聞きしますので、ご協力をお願いいたします。

なお、お聞きした内容を本調査以外に使用することはありません。

▶ **問合せ先** 福岡県企画・地域振興部 調査統計課調査第二班 ☎ 643-3187

上下水道課

☎ 932-1445 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線235)

水道管・給湯管の冬支度の準備を

●むき出し、屋外にある水道管は、布や毛布などを巻いて、ぬれないようにビニールなどで、防水してください。また、保温チューブと外装テープが一体になった保温材が市販されています。

●地下式メーター器の破裂防止には、古い毛布や布切れ、または、発泡スチロールをくいだいたものをビニール袋に入れて、ボックス内につめ保温してください。

●水道管が凍結して水が出ない時は、タオルをかけてその上からゆっくりと、ぬるま湯をかけて溶かしてください。熱湯を急にかけると破裂することがあります。

水道管やメーター器が破裂したときは

●メーター器から蛇口までが破裂した時は、メーター器横の止水栓を回して水を止め、須恵町指定の水道工事店へ。

●メーター器が破裂した時は、上下水道課へ。

漏水調査を行います

本年1月から3月にかけて、町内全域で水道管の漏水調査を行います。

調査は、町が委託した次の業者が行い、調査員は身分証を携行しています。また、調査の際に宅内の水道メーター付近まで入る場合もありますので、ご理解とご協力をお願いします。

調査委託業者名 株式会社 コスモリサーチ

健康福祉課

☎ 932-1493 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線152)

要介護認定による 障害者控除対象者認定書について

本人または扶養している人が65歳以上で、介護保険の要介護認定者の場合には、健康福祉課が発行する「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。所得税・住民税の申告の際は、事前に健康福祉課で認定書の交付を受けてください。

▶ **対象** 65歳以上で平成25年12月31日現在、介護保険の要介護1から5の認定を受けている人

※ただし、要支援認定の人は対象になりません。

・証明書発行には日数がかかることがあります。

・障害者手帳などをお持ちの方は、所得税・住民税の申告時に手帳を提示して控除を受けることができます。

▶ **持ってくる物** 印鑑、介護保険被保険者証、代理人申請者は身分を証明する免許証など

総務課

☎ 932-1152 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線318)

防災とボランティア週間 1月15日(水)～1月21日(火)

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を契機として、毎年1月17日が「防災とボランティアの日」、1月15日から1月21日までが「防災とボランティア週間」と定められています。

この週間は、災害時におけるボランティア活動や住民の自主的な防災活動についての認識を深めることを目的としています。

この機会に皆さんも災害に備えて防災について考えてみましょう。